

建物所有者の皆様向けQ A

No.	質問	回答
1	家の解体・補修・改修工事を発注する際に、受注者（元請業者）からの見積書に「石綿事前調査」と記載されていた。この「石綿事前調査」とは何か？	建築物の解体・補修・改修工事をする際に、規模や工事費用によらず、建築材料に石綿（アスベスト）が含まれているかどうかを事前に調査することであり、元請業者に対して法律で義務付けられているものです。
2	石綿事前調査で、発注者（建物所有者）がやらなければならないことは何か？	石綿事前調査は元請業者が実施するため、所有者の皆様は住宅に関する図面の提供や費用の負担等、事前調査への協力が義務付けられています。発注者が事前調査に協力せず、石綿の事前調査が不徹底になり、法に定められている届出対象工事が未届けとなった場合は、届出義務者である発注者が法の罰則の対象になる可能性があります。 また、元請業者から石綿事前調査の結果が説明されますので、ご確認ください。
3	石綿事前調査とは、具体的にどんなことをするのか？	①図面等の書面による調査や②現地での目視による調査を行って、石綿が含まれているかどうかを調査します。それでも石綿の有無が分からなかった時は、③分析による調査を行います。
4	元請業者から石綿事前調査結果が提出されなかったが、どうすれば良いか？	石綿事前調査は、建物の規模や工事費用によらず解体・改修工事をする際は元請業者が必ず実施すること、と法律で義務付けられたものになりますので、その旨を元請業者に確認するか、仙台市環境対策課にご相談して下さい。
5	石綿事前調査が必要な工事には、どんなものがあるか？	<p>具体例として、以下の工事が挙げられます。</p> <p>【】内は石綿が含まれる可能性が高い建材です。</p> <p>解体工事 【住宅を構成する建築材料のうち、壁、床、屋根等に使用される建築材料】</p> <p>内装の補修・改修工事 【壁、床、天井等を使用される建築材料】</p> <p>外装の補修・改修工事 【外壁（仕上塗材も含む）に使用される建築材料】</p> <p>屋根の補修・改修工事 【屋根に使用される建築材料】</p> <p>玄関の補修・改修工事 【下地で使用されるモルタル等】</p> <p>外構（門、塀、敷石、庭、駐車場等）の補修・改修工事 【コンクリートブロックに塗られた仕上塗材等】</p> <p>エアコンの設置工事 【室内機と室外機をつなぐ配管を通す壁等】</p> <p>水廻り（台所、トイレ、浴室、洗面台等）の補修・改修工事 【床、壁、天井、給排水管の接続部、保温材等】</p>
6	石綿事前調査の費用について、仙台市から補助金はないのか？	現在、補助制度はありません。しかし、飛散性の高い「吹付け石綿」については、分析調査や除去作業の費用について補助制度があります（詳細は都市整備局建築指導課にお問い合わせください）。
7	費用の面から石綿事前調査を実施したくない場合、どうなるのか？	石綿事前調査の実施の義務は元請業者にありますが、仮に実施しなかった場合、元請業者が関係行政機関から法令違反の指摘や指導、罰則が科せられる可能性があります。また、No.2にも記載していますが発注者も法の罰則の対象になる可能性があります。更に、調査を実施しなかった建築物に石綿が含まれていた場合、工事によって大気中に飛散することで作業員や周辺住民の健康被害が発生する可能性があります。
8	自分が住んでいる家の近くで建築物の解体・修繕・改修をしているが、石綿が飛んでこないか不安である。どうすれば良いか？	<p>工事現場には、アスベストの使用状況等が記載された「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」が掲示されていますので、ご確認ください。</p> <p>【問い合わせ】</p> <p>掲示について：仙台市環境対策課や労働基準監督署 騒音、粉じんについて：仙台市環境対策課 工事の安全施工について：各区役所の街並み形成課</p>